

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 湯小 (湯小) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が約4.3ha(区域面積の約8割)であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 5.41 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 5.41 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 中心となる担い手への集積は32%であるが、今後さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧告し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では認定農業者1名と生産組合が区域の32%の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

| |
|---------------------|
| 下本郷246について耕作者を変更する。 |
|---------------------|

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 中村 (中村) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が約1.3ha(区域面積の26%)であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 5.02 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 5.02 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では認定農業者(1名)が区域の15%の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

下本郷1278-1、1278-2について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 添谷 (添谷) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が約1.5ha(区域面積の30%)であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 5.23 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 5.23 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 現在、担い手がない状況なので、地域の維持、活性化の観点から、区域内外で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| できるだけ農地バンクを通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 今後、区域内外で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
 ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
 ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
 ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
 ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
 ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
 ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

| |
|----------------------------|
| <u>上本郷898について耕作者を変更する。</u> |
|----------------------------|

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 真宗上・下 (真宗) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 16.43 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 16.43 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 今後、担い手の募集を行い、応募があれば担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 今後、区域内外で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

真宗434について耕作者を変更する。
真宗43、48を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 志文 (志文) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が6.1ha(区域面積の71%)と多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稲・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 8.27 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 8.27 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 中心となる担い手は撤退の意向であるが、新たな担い手が引き継ぐ見込みであり、さらなる集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では1名の認定農業者が区域の6割強の農地を耕作しているが撤退の意向であり、新たな担い手が引き継ぐ見込みである。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

志文146について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 春 哉 (春 哉) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要。
 ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
 ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
 ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻・麦・大豆・そばを主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携しながら検討していく。
 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 11.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 11.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 農地中間管理機構を活用し、農地集積及び集約化による面積拡大を基本とし、地域内農業者と調整しながら計画的に農地利用を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧告し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 町、県及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地の斡旋や栽培技術等の必要な支援等を行い、地域内の担い手と協議しつつ、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

志文35、36、41、42、43、春哉195、196、198、201、203、204、205、206、214について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 徳平 (徳平) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積がほとんどであり、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。 ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。 ・高齢化が進んでいるため、今後、遊休農地の増加が懸念されるとともに、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかを検討する必要がある。 ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。 <p>【地域の基礎的データ】 農業者(耕作者) 13人(うち75歳以下 8人) 団体経営体(法人、集落営農組織等) 0経営体 主な作物 : 水稻、麦、大豆、そば</p> |
|---|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携しながら検討する。 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。 |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 21.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 11.5 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|--|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地および住宅地介在農地は保全・管理を行う区域とする。 |
|--|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では2名の認定農業者が区域の7割強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化が期待できる育苗、防除、施肥作業等は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

乃井野477、537-3について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 乃井野 (乃井野) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 7.64 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 7.64 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 農地バンクへの貸付を進めつつ、高齢化が一層進む現状を考慮して、担い手(認定農業者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を図る。また、自作意向のある農家については、地域維持及び健康維持の観点からも担い手と協議をしつつ農地利用を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていこう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 現状、水路・農道の老朽化が心配され、また、担い手への農地集積を図るためには区画の大規模化を検討する必要があるため、今後、集落で協議を進め補助事業等を活用した対策を図る。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では1名の認定農業者が区域の5%の農地を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がいる場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稲、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

乃井野1506、1508-1、1518-1、1532-1、1537-8、1554-1、1555、1559-1、1560-1、1570-1、1571-1、1575-1について耕作者を変更する。
乃井野788、813、818-1を追加する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 新宿 (新宿) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が10.6ha(区域面積の80%)と多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稲・大豆・野菜を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 13.99 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 13.99 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では1名の認定農業者が撤退することとなり、2名の認定農業者が区域の7割強の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討している。また、区域内で就農の意向のある農業者がいるため、今後、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稲、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

末広289-1、730、731、749について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 久保 (久保) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本地域を含めた旧三日月町では、芭蕉の句碑にもあるように、昔からそば処として広く知られ、本地域においても、そば栽培に取り組んでいる。また、本町の特産物の一つである国の地理的表示保護制度に登録された「佐用もち大豆」の栽培にも取り組むなど、本地域は特色のある特産物を栽培している。

・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。

・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。

・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取り組みの必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稲・麦・大豆・そばを主要作物とし、集落営農組織を主体としたブロックローテーションを維持しつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め、併せて収益の改善を進める。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。

・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 13.99 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 13.99 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針※ |
| 認定農業者及び集落内の中心となる担い手への集積は多いものの、さらに、これらの担い手に集積・集約化を進め、集落営農のブロックローテに配慮し、農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針※ |

貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では営農組合がブロックローテを組みつつ、認定農業者を中心に数名の農家が区域の大半の農地を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手及び集落営農と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

末広617、1735、2073、2074について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 弦谷・廣山 (弦谷・廣山) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。
・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化の必要がある。
・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。
・地域の維持、活性化の観点から、区域内外で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 14.49 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 14.49 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 中心となる担い手への集積は約6割であり、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため補助事業等の活用を含め集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。
- ②有機農業、減農薬、減肥料を検討し、環境負荷低減に努める。
- ③ドローンや自動操舵及び可変施肥等の機能の付いたスマート農機の導入を検討し、農作業の効率化及び生産コストの削減を図る。
- ④畑地化及び輸出等を検討し、経営改善を図る。
- ⑤水稻、野菜等以外の作物の生産を検討し、収益性の向上を図る。
- ⑥エネルギー源及び製品材料等になる作物を検討し、収益性の向上や温暖化対策等に努める。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。また、日本型直接支払制度の活用も検討し、安定した経営ができるように務める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮し、保管・出荷・調整・加工施設等の共同施設の新設及び集約化を検討する。
- ⑨畜産事業者と耕種農家とで耕畜連携等への取り組みを検討し、地域内での資源循環による収支改善を推進し、地域内の経済発展を目指す。

4 変更内容

弦谷14、15、廣山15-1、15-2、25、26、28、29、137、146-2、322について耕作者を変更する。

令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 江見秀樹

| | | |
|-------------------|------------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐用町 (501) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 南広 (三原・三ツ尾・東大畑・西大畑) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年12月26日 (第1回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・後継者不在の農業者の農地面積については、これら農地の受け手の確保が必要。 ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。 ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。 |
|---|

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう・水稲を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。 |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 10.32 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 10.32 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|---|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。 |
|---|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針※ |
| 農地の貸し借りについては、出来るだけ農地バンクを推進しながら集積・集団化を図る。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針※ |
| 農地の貸し借りについては、出来るだけ農地バンクを推進する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針※ |
| 基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ |
| 区域内では1名の認定農業者がぶどう栽培を行っている。また、区域内で就農の意向のある農業者がいるため、今後、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。